

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 26 年度第 2 四半期）**  
**外貨建・仕組預金関係**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	25 年度(あ)第 238 号
申立ての概要	説明不十分で購入させられた特約付外貨預金及び仕組債に係る損失補てん要求
申立人の属性	個人(50 歳台)
申立人(Aさん)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行で購入した特約付外貨預金及び仕組債に係る損失の補てんを求める。</li> <li>・私は、これまでに外貨預金、仕組債等の購入経験はあったが、商品内容を十分に理解していたわけではない。</li> <li>・私は、B銀行担当者から本件商品の勧誘を受け購入に至ったが、購入後に損益状況の報告を受けることを条件としていた。</li> <li>・B銀行からは、当初一定期間は運用状況の報告を受けていたが、その後報告がなされなくなり、その結果損失が多大なものとなってしまった。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件商品は、Aさんから購入希望を受けて販売に至ったものである。</li> <li>・Aさんの金融商品の取引に係る知識及び経験に問題はなく、また当行担当者は十分な商品説明を行っていることから、販売方法に問題はなかったと判断している。</li> <li>・本件商品の取引明細書等がAさんに毎月送付されており、Aさんは損益状況を把握することが可能であった。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年 7 月 4 日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんの金融商品の取引に係る経験等に問題はないものの、Aさんが本件商品を含め相当数のリスク商品を購入していることに鑑みれば、取引に係るアドバイスが必ずしも十分であったとまではいえないことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 26 年 8 月 27 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

以上

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。